

事務連絡  
令和5年12月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価  
の取扱いに係る考え方について

標記については、「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）により取り扱っているところである。

今般、同通達の2.（3）①旅客から収受する対価の水準について改正を行い、「当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割であること」を対価設定の目安の基準として示したところである。

具体的な対価の目安設定における考え方を、下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安を算定するための経常費用の項目を以下のとおり示す。

- ① 人件費（運行管理及び整備管理を含む。）
- ② 燃料油脂費
  - イ 燃料費
  - ロ 油脂費
- ③ 車両修繕費（タイヤ・チューブ費を含む。）
- ④ 車両償却費（自動車リース費を含む。）
- ⑤ その他諸経費
  - イ 諸税（自動車税、自動車重量税、その他）
  - ロ 保険料（強制保険、その他）

2. 対価の目安の設定の考え方

対価の目安の設定の考え方については、以下のとおりとする。

- (1) 当該地域の直近のタクシーの距離制初乗り上限運賃を算出する際に使用した原価計算対象事業者の各経常費用項目の合計をもとに、その構成比を算出する。
- (2) 距離制初乗り上限運賃について、1キロメートル当たりの運賃に換算し、それを(1)で算出した構成比で割り付ける。
- (3) 割り付け後、上記1の経常費用項目の合計額を算出する。
- (4) 距離制運賃を定める場合には下記①、時間制運賃を定める場合には下記②の方法により、自家用有償旅客運送における初乗り運賃の対価の目安を定める。

① 距離制運賃を定める場合

上記(3)で算出した合計額を1キロメートルまでの初乗り運賃の対価の目安として定める（なお、1キロメートルは例示であり、これに限られるものではない。）。

例 1キロメートルまで●円。

② 時間制運賃を定める場合

当該地域の直近のタクシーの時間制初乗り上限運賃について、5分当たりの運賃額に換算し、それに上記(2)で換算した1キロメートル当たりの運賃に対する上記(3)で算出した合計額の割合（以下「運賃割合」という。）で乗じた金額を5分までの初乗り運賃の対価の目安として定める（なお、5分は例示であり、これに限られるものではない。）。

例 5分まで●円。

- (5) 加算運賃については、直近のタクシーの距離制運賃又は時間制運賃における加算運賃に、運賃割合を乗じた金額を加算運賃の対価の目安として定める（なお、1キロメートルや5分は例示であり、これに限られるものではない。）。

例 以降、1キロ毎に●円。  
以降、5分毎に●円。

なお、自家用有償旅客運送における初乗り運賃の対価の目安に加えて、加算運賃の目安についても定めるなどして、適切な対価が設定されるよう留意されたい。加えて、いずれも対価の目安であるため、地域公共交通会議等においては目安に拘束されるものではないことに留意されたい。